

(仮称) 八尾市社会福祉協議会こども園給食調理業務事業者募集要項
(公募型プロポーザル)

1. 目的

認定こども園で提供する給食は、子どもたちの発育・発達の基盤であるとともに、望ましい食習慣及び生活習慣の形成を図るなど、極めて重要な役割を持つものです。

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会では、平成31年4月に開園する認定こども園の給食調理業務を専門業者に委託する予定であり、衛生管理の徹底や食物アレルギー及び離乳食等への的確な対応など、子どもに安全・安心で衛生的な食事を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を選定することが重要と考えています。

これらをふまえ、認定こども園の給食調理業務を委託するのに最も相応しい事業者を選定するため、プロポーザルを実施するものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 八尾市社会福祉協議会こども園給食調理業務

(2) 業務履行場所及び定員

(仮称) 八尾市社会福祉協議会こども園

八尾市植松町5丁目8番地内 定員160名

(3) 委託期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日(3年間)

ただし、委託業務の実施状況により、さらに1年間延長できるものとし、通算5年を限度とする。

また、提案内容が確実に履行されないときは、契約期間の途中であっても、契約の解除ができるものとする。

(4) 業務内容

①献立の作成

②食材等の発注・検収・保管

③給食調理

④盛り付け・配膳・下膳

⑤食器具等の洗浄、消毒、保管

⑥残菜及び厨芥の処理

⑦調理室等の清掃及び日常点検

⑧その他、上記の業務に付帯する業務

※詳細については別紙「(仮称) 八尾市社会福祉協議会こども園給食調理委託業務仕様書」のとおり。

3. 委託料の上限額(消費税及び地方消費税を含む)

73,810,000円(3年間の合計額)

4. 応募資格

(1) 本会が示す「(仮称) 八尾市社会福祉協議会こども園給食調理委託業務仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。

(2) 当園と同規模以上の保育所または認定こども園の給食調理施設での給食調理業務の受託実績が3年以上かつ1回以上更新された実績があり、現在も受託していること(基準日:平成30年4月1日)。

(3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月16日厚生労働省改正)及び

文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく認定こども園給食調理業務が可能であり、園に栄養士または調理師の免許を有する従事者の配置が可能であること。

- (4) 過去3年間（平成27年7月から平成30年6月）に、保育所または認定こども園給食調理業務において食品衛生法の営業禁止または停止の処分を受けていないこと。
- (5) 食育に関する指導体制、職員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の補償体制、職員が欠けた場合の業務継続体制が確立されていること。
- (6) 認定こども園における給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (7) 法人税または所得税、市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当する者でないこと。

5. 選定スケジュール

募集要項等の公表・配布	平成30年8月6日（月）
質問受付期間	平成30年8月6日（月）から8月14日（火）
質問の回答	平成30年8月21日（火）
参加申込書及び提案書等の受付期間	平成30年8月22日（水）から8月28日（火）
事前審査結果通知	平成30年9月5日（水）
ヒアリング	平成30年9月12日（水）
受託候補者の決定	平成30年9月下旬
審査結果通知	平成30年9月下旬
業務委託開始	平成31年4月1日

※日程については変更となる場合があります。

6. 募集要項等の公表・配布

- (1) 公表・配布日：平成30年8月6日（月）
- (2) 配布書類
 - ①（仮称）八尾市社会福祉協議会こども園給食調理業務事業者募集要項（本書）
 - ②（仮称）八尾市社会福祉協議会こども園給食調理委託業務仕様書
 - ③（仮称）八尾市社会福祉協議会こども園給食調理業務事業者選定基準
 - ④様式集
- (3) 配布方法
 当会ホームページからダウンロードしてください。

7. 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間
 平成30年8月6日（月）から8月14日（火）
- (2) 質問の提出方法
 電子メールのみの受付としますので、質問内容を簡潔にまとめ、表題を「（仮称）八

尾市社会福祉協議会こども園給食調理業務にかかる質問事項」とし、当会事務局下記アドレスへ送信してください。

送付先：八尾市社会福祉協議会事務局

E-mail：yaosyakyo@forest.ocn.ne.jp

※来訪、電話及びFAXでの受付はしません。

※また、受信確認のために電話連絡をしてください。

電話：TEL 072-991-1161（直通）

電話連絡時間：午前8時45分から午後5時15分

ただし、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 回答方法

質問の回答については、平成30年8月21日（火）中に当会ホームページに掲載します。

8. 参加申込

(1) 受付期間：平成30年8月22日（水）から平成30年8月28日（火）

ただし、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間：午前8時45分から午後5時15分

(3) 受付場所：八尾市本町2丁目4番10号 八尾市立社会福祉会館1階

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事務局

※本会事務局窓口へ直接持参してください。

(4) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②提案書7部

※提案書7部について、原本2部及びコピー5部を提出してください（※コピー5部については、選定委員会用のため、会社名等事業者が特定できないよう原本から消したものを用意してください。また、原本がカラーの場合は、カラーでコピーしてください）。

③経費見積書及び内訳書2部

※様式は任意としますが、必ず代表者印が押印されたものを提出してください。

※見積金額は、仕様書に基づき算出した平成31年度から平成33年度の各年度の見積額の合計額（消費税及び地方消費税を含む）を記載してください。

また、年度ごとに経費別内訳書（任意様式）を添付してください。

④給食調理業務受託状況（様式2）

⑤誓約書（様式3）

(5) 応募に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集事業に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

カ 委託料上限金額を超える見積価格となっている場合

また、受託候補者として決定した後に、虚偽の記載や不正な行為等が判明した場合は、本会は受託候補者としての決定を取り消す等の措置をとることができるものとします。

②複数提案の禁止

同一事業者が複数の提案書の提出を行うことはできません。

③返却等

当業務の応募に係る提出書類はすべて、理由の如何を問わず返却しません。

④費用負担

当業務の応募に係る提出書類の作成、提出等プロポーザル応募に要する経費等は、すべて当業務に応募される事業者負担とします。

⑤提案書

仕様書に基づき提案してください。

提案書には、給食業務従事者の従事体制を記入し、体制が確認できるシフト表等についても記載してください。

また、当園と同規模程度の園で実施した、給食及びおやつのおやつ1年分の献立表を添付してください。

原則としてA4版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。ただし、記載内容に応じて任意の様式も可能とします。

その他、仕様書に定めのない内容で、当業務を効率的、効果的に実施するため有効となる内容についての提案があれば記載してください。

提案書の提出後、本市において内容などの確認が必要な場合は連絡する場合があります。その際は、電話回答ではなく、直ちに電子メールで回答してください。

⑥経費見積書

見積金額は、仕様書に基づき算出した平成31年度から平成33年度の各年度の見積額の合計額（消費税及び地方消費税を含む）を記載してください。

また、年度ごとの経費別内訳書（任意様式）は、食材料費と委託料（人件費等）を分けて記載してください。

午前おやつ・昼食（乳児・幼児）・午後おやつごとの1食あたりの見積単価についても記入してください。

⑦その他

当業務に応募される事業者は、書類の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとみなします。

提出後の差し替え又は資料の追加などは一切受付しませんので、提出の際はよく確認のうえ提出してください。

また、本会が必要と認める場合は、提出書類の差替、訂正、追加、再提出を求めることがあります。

(6) 問合せ先

〒581-0003

八尾市本町2丁目4番10号 八尾市立社会福祉会館1階

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事務局

TEL 072-991-1161

FAX 072-924-0974

E-mail : yaosyakyo@forest.ocn.ne.jp

9. 書類提出後の辞退について

やむを得ない理由等で書類提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」(様式4)を作成し、平成30年8月31日(金)までに持参または郵送で提出してください。

10. 審査及び選定

(1) 選定

受託候補者の選定は、「(仮称)八尾市社会福祉協議会こども園給食調理業務事業者選定委員会」の審査に基づき、会長が決定します。

(2) 審査方式

審査方式は、提案者から提出された提案書等による書類審査と、提案者へのヒアリング審査とします。

応募者が多数の場合は、提出書類による事前審査を行い、上位3位までの提案者がヒアリングによる審査・選定を受けることができますものとしてします。

(3) ヒアリング

①実施日時及び場所

ヒアリングによる審査・選定を受ける者には、日時等について別途文書にて通知します。

②実施時間

ヒアリングは1者あたり20分程度とします。

③出席者

出席者は各者3名以内とします。

(4) 受託候補者の選定方法

①選定委員会は、失格者が提出した提案書を除き、提案書に記載された内容を評価して得点を付し、書類及びヒアリングの審査結果を総合し、総合評価点数が最も高い提案をした者を受託候補者として決定します。

②総合評価点数の6割を最低審査基準点とし、最低審査基準点に達しない場合は、受託候補者として選定しません。

③総合評価点数の同じ者が2者以上あるときは、見積金額の低い者を受託候補者として選定します。

④申請者が1者であっても審査を実施し、最低審査基準点以上の場合、その者を受託候補者として選定します。

(5) 結果通知

ヒアリング審査後の最終選定結果については、平成30年9月下旬にヒアリング審査参加者に結果を通知します。